

業務委託仕様書（案）

1 業務概要

(1) 業務名

奄美・屋久島観光共創事業（ガイド交流事業）業務委託

(2) 目的

本県は、屋久島及び奄美大島・徳之島の2つの世界自然遺産を持つ唯一の県であり、このことは、国内のみならず、海外からの観光誘客においても大きなセールスポイントとなる。

屋久島及び奄美大島・徳之島両地域の環境保全と観光利用における受入体制の強化を図るためには、旅行者に直接接し、世界自然遺産の価値や環境保全の取組みを伝えるガイドの資質向上が重要であり、それぞれの地域で培ったガイドとしてのスキルの共有やガイド同士のネットワーク構築を図るため、両地域のガイド等による意見交換等を実施する。

(3) 履行期限

令和7年3月14日（金）まで

2 業務内容

(1) 旅行の手配等

- ガイド交流の参加者は計20名以内で、内訳は概ね以下のとおり。

（内訳）

奄美大島のガイド：6名

徳之島のガイド：2名

屋久島のガイド：8名

鹿児島県大島支庁職員：2名

鹿児島県屋久島事務所職員：2名

- 2泊3日の行程で、奄美大島・徳之島のガイド（奄美：6名、徳之島：2名）を屋久島に招くための航空機や高速船、宿泊（2泊とも朝食付き）、島内での移動手段の手配を行うこと。

なお、奄美大島・徳之島のガイド計8名分の交通費及び宿泊費については、本業務の見積に含めるものとするが、昼食代及び夕食代は見積に含めないものとする。

- 島外との交通手段及び運賃は「表1 交通手段・運賃」のとおりとし、島内の移動は、貸切バスとすること。なお、貸切バスは、参加者最大20名が乗車できるものとする。
- 奄美大島のガイド（6名）については、1日目の意見交換会までの間に、屋久杉自然館や世界遺産センター等の見学を組み込むこと。なお、屋久杉自然館では、入館料（600円/人）を支払うこと。
- 参加者のうち、奄美大島、徳之島、屋久島のガイド計16名分については、傷害保険への加入の手続きを行うこと。
- 参加者の募集、決定は委託者が行い、とりまとめた参加者名簿を受託者に提供する。

「表1 交通手段・運賃」

【奄美大島～屋久島】

経路	交通手段	運賃
(往路) 奄美大島～鹿児島	航空機	離島割引運賃
(往路) 鹿児島～屋久島	航空機	通常運賃
(復路) 屋久島～鹿児島	航空機	通常運賃
(復路) 鹿児島～奄美大島	航空機	離島割引運賃

【徳之島～屋久島】

経路	交通手段	運賃
(往路) 徳之島～鹿児島	航空機	離島割引運賃
(往路) 鹿児島～屋久島	高速船	通常運賃
(復路) 屋久島～鹿児島	航空機	通常運賃
(復路) 鹿児島～徳之島	航空機	離島割引運賃

(2) 意見交換会の企画・運営

- ・ 屋久島と奄美大島・徳之島両地域のガイド等による意見交換会の企画・運営を行うこと。
- ・ 意見交換会において活発な議論ができるよう、ファシリテーターを1名配置し、意見交換会の進行と意見の集約・整理を行うこと。また参加者へのアンケートを実施すること。
- ・ 意見交換会は2泊3日の行程のうち1日目と3日目に実施し、アンケートは、3日目の意見交換会終了後に実施すること。開催場所は、原則、屋久島環境文化村センターとすること（同センターを使用する場合は会場使用料は無料）。
- ・ 意見交換会で取り扱う内容は、以下を参考に、委託者と協議して決定すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者への対応等の現状と課題 （旅行者の傾向・ニーズ，自然環境の保全と利用，旅行者への対応等） ・ ガイドをする上での課題 （収益，組織化，認定制度，地域や行政との関係，ガイド同士の関係，ガイドの質，スキル，人材育成・後継者育成，海外からの旅行者への対応） ・ その他 （屋久島と奄美大島・徳之島の連携，インバウンド対策等）
--

- ・ 意見交換会本番前に、少なくとも1回はWebによる両地域のガイドの顔合せを行うこと。なお、顔合わせの時間帯は夕方以降も想定される。

(3) エクスカーションの企画・運営

- ・ 本業務の目的を踏まえてエクスカーションの企画・運営を行うこと。
- ・ エクスカーションにおいては、1日を通してガイドを配置することとし、そのガイドに対してガイド料を支払うこと。なお、ガイド料については見積りに含めること。

(4) 報告書の作成

- ・ 意見交換会での議論やエクスカージョンの様子、アンケート結果等について報告書としてまとめること。

3 業務要件

(1) 業務計画書

契約締結後速やかに、業務実施の方針、体制、手順（進め方）、工程及び打合せの計画等を記載した業務計画書を作成し、委託者と協議すること。

なお、当該計画書に変更が生じる場合は、その都度、委託者の承認を得ること。

(2) 打合せ

上記着手時のほか、意見交換会・エクスカージョンの企画案作成時や、意見交換会・エクスカージョン実施に向けた調整、成果品とりまとめ時等、適宜打合せを行い、また、打合せの議事を作成すること。

なお、打合せについては、Web でも可とするが、意見交換会・エクスカージョン本番前に少なくとも1回は屋久島で委託者と打合せを行うこと。

4 成果品

受託者は、業務内容を取りまとめた報告書を履行期限までに提出しなければならない。

なお、当該業務委託に係る成果物に関する著作権、著作権及び所有権は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を受けずに他に貸与、使用してはならない。

(1) 報告書（A4版、カラー）（電子データ）

意見交換会での議論やエクスカージョンの様子、アンケート結果など本業務で作成した資料一式

(2) その他（電子データ）

報告書内に記載された画像、表、グラフ等のデータ

※ 成果品については、電子媒体（CD-R等）に格納し提出すること。

5 その他

業務を適切かつ円滑に遂行するため、本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき、又は、定めのない事項で業務に必要な事項が生じたときは、委託者・受託者双方が協議して定めるものとする。